

○逗子市介護人材確保事業補助金交付要綱

令和2年4月1日

逗子市要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の介護事業所及び介護施設における介護職員等の雇用の促進、就労の定着及び離職の防止を図ることで、介護保険制度の安定化を目的として、市内の介護事業所及び介護施設が介護職員等を採用し、当該介護職員等が一定期間、介護サービスの業務に従事した際に、当該介護事業所及び介護施設が採用に要した経費について予算の範囲内において逗子市介護人材確保事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護事業所 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に規定する指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者が当該事業を行うために設置した事業所をいう。
- (2) 介護施設 法に規定する指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び介護医療院をいう。
- (3) 有資格者 介護職員初任者研修(ホームヘルパー2級を含む。)、介護職員実務者研修(ホームヘルパー1級及び介護職員基礎研修を含む。)、介護福祉士、認定介護福祉士のいずれかの研修修了者若しくは資格所持者をいう。
- (4) 介護サービス 利用者に対するサービスのうち、主に身体サービスの提供をいう。
- (5) 常勤の介護職員 介護事業所又は介護施設において同事業所又は同施設が定める所定労働時間について勤務する常勤の労働者であって、有資格者として介護サービスの提供に従事する者をいう。
- (6) 常勤の介護職員に準じる職員 介護事業所又は介護施設において同事業所又は同施設が定める所定労働時間の概ね半分以上の時間(週16時間程度を目安とする。)について勤務する労働者であって、有資格者として介護サービスの提供に従事する者又は介護職員初任者研修(ホームヘルパー2級を含む。)、介護職員実務者研修

(ホームヘルパー1級及び介護職員基礎研修を含む。)、介護福祉士、認定介護福祉士のいずれかの研修の受講を予定している者若しくは資格取得を目指している者をいう。

(7) 介護職員等 常勤の介護職員及び常勤の介護職員に準じる職員をいう。

(補助金の種類)

第3条 補助金の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 介護事業所等人材確保補助金

(2) 介護施設人材確保補助金

(補助金の支給要件)

第4条 補助金の支給要件は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 介護事業所等人材確保補助金 市内の介護事業所又は介護施設が介護職員等を新たに採用し、その後当該職員が90日以上継続して雇用された際に、採用に要した経費として1人あたり5万円を補助する。ただし、介護施設においては、次号に掲げる補助金の支給要件に該当する方法で採用した場合を除く。

(2) 介護施設人材確保補助金 市内の介護施設が厚生労働大臣の許可を受けて職業を紹介する民間職業紹介業の事業者(以下「人材紹介会社」という。)からの紹介により、常勤の介護職員を新たに採用し、その後当該職員が90日以上継続して雇用された際に、採用に要した経費として人材紹介会社に対して支払う紹介手数料の半額又は1施設あたり50万円のいずれか低い額を補助する。

(補助の対象外要件)

第5条 前条の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の対象から除外する。

(1) 既に逗子市介護人材確保事業補助金支給の対象となった介護職員等を採用した場合

(2) 市内の介護事業所又は介護施設を退職して3月を経過していない者を介護職員等として新たに採用した場合

(3) 補助の対象となる介護職員等の勤務状況が著しく不適切であると市長が認めた場合

(4) 補助金の申請を行う介護事業所又は介護施設において、不適切な運営が行われ

ていると市長が認めた場合

(令和4年12月1日・一部改正)

(補助金の交付申請等)

第6条 補助金の申請に当たっては、介護職員等として採用してから90日経過した後、速やかに逗子市介護人材確保事業補助金交付申請書兼誓約書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 介護職員雇用証明書(第2号様式)
- (2) 研修等の修了証明書又は保有資格の証明書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める資料

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等に基づき、補助金の支給要件について審査の上、補助金の支給の可否を逗子市介護人材確保事業補助金交付・不交付決定通知書(第3号様式)により、申請者へ通知しなければならない。

- 2 市長は補助金の支給要件について審査するにあたり必要と認めた場合は、申請者及び関係機関等に記載事項等の確認及び必要な書類等の提出を求めることができる。

(請求及び支払)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、市長が別に定める期日までに、逗子市介護人材確保事業補助金交付請求書(第4号様式)を市長に提出し、補助金を請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(補助決定者の責務)

第9条 補助金を交付された者は、本市の福祉向上のため研鑽に努めるとともに、介護職員等が継続して勤務できるような職場環境の整備に努めなければならない。

(事業実績報告)

第10条 補助金を交付された者は、補助金の交付決定を受けてから30日以内に事業実績報告書(第5号様式)に市長が必要と認めた書類を添えて市長に報告しなければならない。

(決定の取消し等)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補

助金の交付の決定を取り消し、及び補助金の全部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けた場合
 - (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に反した場合
 - (3) その他、市長が補助金の交付が不適切と判断した場合
- (委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月1日）

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。